

ある遺言状

上 田 孝 治

1. 関城書

北畠親房公の“関城書”はその目的の深刻さに於て、その内容の高潔さに於て、更にはその文の格調の高さに於て、真にたぐい稀なる名文であつて、流石に諸葛孔明の“出師表”に比肩せらるる如く、再読三読して読む者に深い人生の道理を感じしめずには措かない。本来この書は、関東の関の小城に於て、奥州白河の城主結城親朝に宛てて援軍を求められた書簡文であるため、文章はさして長いものではないが、所在に散りばめられた珠玉の如き文字は、国歩の艱難を双肩に担って奔走される吉野の忠臣の心が如実に示されて居て、感銘は更に深いものがある。いまここにその珠玉の二三の事例を示すと

つらつら和漢の風を見るに、大奸を成す者は、終に敗を取ると雖も、すでに人に過ぐるの智力ありて、暫く首領を保つ…（原漢文一以下同じ）

これは直接には建武中興の功を横に盗んで、威を全国に振う足利高氏の党類を指して言われるのであるが、古来大奸をなす者は独り高氏の輩に止まらない。少しく才幹があればとて巧みに私利を計り、遂には世を迷わし人を毒する者、今日に於ても比比である。特に学者と称して人に過ぐるの智力ある者の、よろしく自戒自重すべきところであろう。

先祖もし靈あらば、豈睚眦の怒を加へざらんや。

眼前の利害のために高氏等に味方し、吉野の朝廷を苦しめた部将等に対する忠告である。節を屈して一身一家の繁榮をはかる者は古来跡を絶たない。然し我々の背後には千年二千年の父祖がえんえんとして連なっている。不義の繁榮を取てして、果して我等の父祖は黙して居られるや否や。先祖の睚眦の怒り、それは歴史の批判と称してもよいであろう。次に挙げる語句も意味は同様であるが、影響する所は更に甚大である。

惣じて後悪を辱しむるの大法たるべくんば、則ち先烈を昌にするの孝道といひつべきなり。

何とも素晴らしいことばである。引用された原典があるのかも知れないが、若しも親房公の独創の文だとすれば、公の積誠が凝ってこの名句を生じたものであろう。直接には手紙の相手方結城親朝に対する助言であるが、後悪とは後世不義の子孫を言う。現在の我々の言動が不義の子孫等のための無言の鑑戒となり、その不義を恥しく思わせる程の規範となり得るならば、それは同時に先祖の功業を顕彰する孝道にもなり得るのだと。私共は精神的にも肉体的にも、遠く祖先を受け継ぎ子孫に連なっている。そのことは理窟では判つていても実際生活に於て忘れることが多い。過去から未来へと、脈々と相承け相継いで行く人の子の理を、このことばはい

みじくも昭示しているのである。

大義を辨せず、遠慮を存せざるの族は、即時進発の経営を厭ひ、必ず緩怠の義勢に與同すべきなり。

過去に遠く祖先を思い、未来に遙か子孫を思うことを遠慮と言う。その遠き慮りを失い、大義を辨えずして目前の利害に就き、刹那の快樂に生きんとする者への嘆き、興国3年(1342)の親房公の嘆きは、ひとり興国3年のみの嘆きであつたであろうか。さればこそ公の切々の情は次のように続く。

鳥の將に死せんとするや其の鳴くこゑ悲しく、人の將に死せんとするや其の言ふこと善しといへり。

そして更に

我国は天祖經始したまひし地、日神統領したまふ⁵¹州なり。聖々相承けて授受たがはず、且は禪讓に依り、且は正理に歸し、經る所九十餘代、一百七十餘萬載なり。たとへ末世に及ぶと雖も、遠越あるべからず。日神の誓約無窮におまぶべき故なり。之に依りて上は神代の古より、下は人皇の今に及ぶまで、國家を傾けんと欲する者は久しからずして滅亡し、逆節を圖らんと欲する者は必ず種類を絶つ。世の知るところ、誰か敢へて之を疑はん。…

関の小城の戦雲は日に日に暗く、頼りとする援軍は容易に姿を現わさない。回復の望みを一縷の手紙に托し、飛雁に奇せる思いで送られたこの書簡が我等の胸に響き、數百年を隔ててなお斬新な味わいを失わないのは、けだし公の忠愛の至情が行間に満ちあふれているからであろうか。説くところも単に目前の戦機のみではない。遠く國家草創の時代にまで遡つてこの國の由来を述べ、大義の必然を説いて逆節の無道を論ず。短い文章ながら中には遠大な意味を含み、用意ならびに配慮まことに周到と言わねばならない。文中、經る所一百七十餘萬載とあるのはやや巨大な表現に見えるが、これは當時の史書の記録をそのまま引用されたためであつて、かかる表現は東西の古書に往々見受けることであり、直ちに誇大妄誕と誘ふのは誤りであろう。

2. 秀吉の遺言

“鳥の將に死せんとするや其の鳴くこゑ悲しく、人の將に死せんとするや其の言ふこと善しといへり。”親房公が誠心をこめて記されたこの語句は、論語の泰伯篇にあつて曾子が述べたことばとなっているが、曾子も亦遺言の代りにこの古語を引用したと言われる。して見れば、本来この語は人々の最後の願いを述べるときに使われたこと明白である。死を前にして人間は虚偽から遠ざかる。人により境遇によって、死後に残さんとする願いやことばは十差万別であり、到底これを一律に評価することはできないが、そこにこの人の眞実が語られていることは信じてよいであろう。その意味で世の多くの遺言や遺書は我々の胸を打ち、またこの“関城書”や有名な吉田松陰の“留魂録”など、天下の名文としていつまでも人々の心に残り、人生の指標としてその行手を照らすのである。

さていつ頃入手したのかは忘れたが、私の本棚に“日本人の遺言状”と題する一冊の古ぼけた書物がある。桑田忠親著、昭和19年1月発行となっているので、あの戦争末期、匆忙の間によくよくの思いで編集されたものに相違ない。内容は毛利元就外わが国の武人や僧侶等合せて25人の人物の遺書や遺言状が紹介されており、若干の解説も附してある。中には豊臣秀吉のそれの如く、世に極めて著名なものもあり、また長州藩の家老長井雅楽の遺言状の如く、あまり人に知られていないものもある。秀吉のそれ日例の五大老に宛てて秀頼の後事を依頼したもので、毛利元昭氏所蔵と注のある写真も副えてあって、原文は次のとおりである。

返々、秀頼のみ申候。五人の衆頼み申候。頼み申候。委細五人の者に申し渡し候。名残り多く候。以上。

秀より事、成り立ち候やうに、此がきづけ候衆として、頼み申候。何事も此の外には思ひ残す事無く候。かしく。

八月八日 秀吉御評

こくや
ちんや
いんや
おんや
かしく

※この

假名が多いので、比較的わり易く書き直すと、(タテをヨコ書きに)

返す返す、秀頼頼み申し候。五人の衆頼み申し候、頼み申し候。委細五人の者に申し渡し候。名残り多く候。以上。

秀頼事、成り立ち候やうに、此の書き付け候衆として、頼み申し候。何事も此の外には思ひ残す事無く候。かしく。

8月8日 秀吉御評

家康(徳川家康)
筑前(前田利家)
輝元(毛利輝元)
景勝(上杉景勝)
秀家(宇喜多秀家)

参る

となる。微賤の身より起ってよく一遇を照らし、風雲に乗じて遂には天下統一の業を成し遂げた秀吉の功業は、大坂城の偉容と共にいつまでも尽きることなく、これを英雄と称し、豪傑と名づけて何人も異存はないであろう。さればわが吉田松陰も講孟割記において、あるいは

豊臣太閤の雄才大略、古今一人と称す。(告子上第7章)

といい、あるいは頼朝や秀吉の才が齊の桓公や晉の文公などにも勝ることを述べた上

独り秀吉に至りては至性純忠、誠心を以て天朝を尊奉し皇恩を感佩す。豈に後世覇者の能く及ぶ所ならんや。(告子下第7章)

とこれを賞揚し、また安政6年東送の際に述べた詩(縛吾集)に於ても楠公と並べてその功を称し、

世に楠判官^{ナカノ}微^ミかりせば

君臣の義^{ヨシ}まさに蕪^ウれなんとす。

世に豊太閤^{トヨ}微^ミかりせば

孰^{ナニ}れか華夷^カをして殊^ツらしめん。(原漢文)

と記し、同じく縛吾集中、文天祥の正氣歌の韻に和した長詩の中でも菅公や日本武尊、静御前、赤穂浪士等の人々と共に秀吉を挙げて

嗟、此の數君子

大道を分裂に補ふ

と最高の讃辞を呈しているのである。このように英雄や豪傑の典型とも見なされる秀吉にかくの如く綿々たる内容の遺言があるとは、信じ難い程の驚きである。解説によれば文中8月8日とあるのは慶長3年(1598)のことであり、秀吉はこの年8月18日に薨じているので、正に死を目前にしての文字通りの遺言状であることがわかる。それにしてもこの状の文面の何と嬌嬌たることよ。天下の英雄の心に懸ること、ただただ幼い子供の行末の安否のみである。これを以て如何にも女女しい態度だと評することもできよう。将また真実人の親の真情の現われと感服することもできよう。見る人によって批判はさまざまであろうが、明日の運命すら分らぬのは戦国の習い、平氏や源氏の先例に鑑み、近くは織田氏の非業の最期を目撃して、秀吉が子孫の安否を氣遣い、その安泰に最大の望みを託したことをとやかく非難するのは当るまい。然もこれ程の懇願にも似た書状があるにも拘らず、これより17年後の元和元年(1615)には大坂城は火焰に包まれて落城し、秀頼は23歳の若さで自殺して果て、豊臣氏は僅か2代で滅亡した。その盛衰の速やかなること、かの平氏よりも甚だしい。幕下の秀吉は如何なる思いで城の火焰を眺めたであろうか。

3. 氏綱の遺訓

秀吉の遺言状と並んで、次にぜひ紹介したいのは北條氏綱が子孫に残した遺訓である。北條氏は鎌倉幕府の執権として130年の栄を誇った時政の流が有名だが、それとは別に足利時代関東の小田原に居を構えて、初代の早雲以来氏綱一氏康一氏政一氏直と5代続き、約100年の命脈を保った後北條氏と称せられる一流がある。氏綱はその2代目であり、奇しくもその子孫の氏政、氏直は天正18年(1590)秀吉に滅ぼされ、秀吉はこれによって天下統一の業を完成した

と史書には記してある。両者の因縁奇なりと言わなければならぬ。さて子孫の永続を願って残した秀吉の遺言はあの如く切々たるものであったが、同じく子孫の繁栄を祈って書いた氏綱の遺訓はどのようなものであったか。多少長い文章であるが全文を掲載して見よう。

其方儀、萬事我等より生れ勝り給ひぬと早付候得ば、不_レ譚事ながら、古人の金言名句は聞給ひても失念之儀あるべく候。親の書置事とあらば心に忘れかた_レ可_レ、在哉と如此候。

一 大将によらず、諸侍迄も、義を專に守るべし。義に違ひては、たとひ一国、国切取たりといふ共、後代の耻辱いか。已_レ天運つまはて滅亡を致すとも、義理違へまじきと心得なば、赤世にうしろ指をささる、耻辱は在間敷候。徒_レ苦天下をしろしめす上とて、一度者滅亡の期あり、人の命はわすかの間なれば、むさき心底努力有_レべからず。古き物語を聞ても、義を守りての滅亡と義を捨ての栄花とは天地各別にて候。大将の心底徳於_レ如_レ斯者、諸侍義理を思はん。其上無道の働にて利を得たる者天罰終に遁れ難し。

一 侍中より地下人、百姓等に至迄、何も不便に可_レ被_レ存候。惣別人に捨りたる者はこれなく候。譚事、骨格、辯舌、才覚人にすくれて然も又道に達し、あつはれ能_レ侍と見る處、思ひの外武勇無_レ譚法之者あり。又何事も無_レ案内にて、人のゆるしたるうつけ者に於_レ武道者剛強の働する者必ある事也。たとひ片輪なる者なり共、用ひ様にて重宝になる事多ければ、其外はずたりたる者は一人もあるまじき也。その者の役に立處を召遣_レ、役にた_レざる處を不_レ遣候而、何れをも用に立候を能_レ大将と申なり。此者は一向の役にた_レざるうつけ者よと見かきりば、候事は大将の心には様ましくせはまじきなり。一国共持大将の下に者、善人、善人如何程かあらん、うつけ者とても罪科無_レ之内には刑罰を加_レ難し。侍中に我身は大将の御見限り被_レ成候と存候得者、いさみの心なく、誠のうつけ者となりて役にた_レず、大将はいかなる者をも不便に思召候と、諸人にあまねくしらせ度事也。皆々役にたてんも立間敷も大将の心にあり。上代とても賢人は稀なる者なれば、末世には猶_レ以_レあるまじき也。大将にも十分の人にてなければ見あやまり聞あやまりいか程かあらん。たとへは能_レ一番興行するに、大夫に笛を吹かせ鼓打に舞はせては見物なりかたし。大夫に舞はせ、笛鼓それ人に申付なば、其人をもかへす、回役者にて能_レ一番成就す。国持大将の侍を召遣候事、又如_レ此候。罪科在_レ之儀は、各別小身衆者可_レ有_レ用捨_レ事歟。(よみかたは筆者、以下同じ)

文章は更に3ヶ条続くが、引用が長きに失すると読む方も疲れ、印象も薄らぐので、こゝで一区切りして書く内容の検討をして見たい。最初に“其方儀”とあるのは氏綱の長男氏康を指し、氏康はこの書の記された天文10年(1541)には27歳であった。分別すでに隔った我が子に対し、他人の金言名句は忘れることもあるが、親の書置くことは心に止まって忘れ得ないであろうから…とは何ともし難い親心である。親は子供の最初の教師であるという。それは決し

て幼児、少年の時代のみに限らないことを、この簡単な前文は示している。吾、氏綱は死の直前まで我が子の教師たらんとするのである。

さて本文の第1項は義理を守ることの訓である。時は弱肉強食の戦国時代、親類縁者すらも信頼できず、一步油断すれば忽ち隣境からの蚕食をも覚悟しなければならぬ厳しい時代に於て、勝つためには、生き延びるためにはあらゆる権謀術数を尽せと教える親もあつたと思われるのに、この人は“天運つきはて滅亡を致すとも、義理違へまじき”と書き、“義を守りての滅亡と義を捨てての栄花とは天地各別にて候”と言つて、たとえ身を滅ぼすに至るとも義を守つてたじろぐなと遺言している。あたかも梁の恵王の質問に答えた孟子の返事を髣髴させ、また生れた我が子を鍛えるため、千仞の谷につき落すという百獣の王の話を想像させるのではないか。我が子の幸福のためには曾つての同僚知己にも三拜九拝する秀吉の心も親心、たとえ死に至ると雖も義を捨てての栄華は求めるなど論ず氏綱の心も親心、そこに甲乙はあるまいが、兩者を比較して対照の妙、まことに印象深い。

そもそも義理を守ること、即ち義を重んじて利を遠ざけることは、我が国の心ある学者の注目した所であつて、とりわけ江戸時代崎門の学者によって尊重せられた。例えば若林強齋はその弟子梅津共軒の質問に答えて

義利ノ辨ハ、則チ学者ノ第一義也。コ、ヲ明白審察セズンバ、凡ソ為ス所ノ事、知ラズ覺エズシテ、人欲ノ私ニ陥ルゾ。孟子首章及ビ張南軒ノ講義、朱子南軒集ノ序、南軒神道ノ碑、大学ノ末章、或問ナドヲ以テ詮義セヨ。

義理ノ精微ハ近思録カラ盡セリ。平生之ヲ佩シ之ヲ携シ、尋思体験、熟復潜玩、少シモ間斷ナカルベシ。(原文一部漢文)

と記し、義利をわきまえることこそ学者たる者の第一に勉むべきこととして、懇切に参考の書目まで教示している。孟子首章は前に述べた如く、梁の恵王の質問に対して仁義の大切な所以を答えたもの、張南軒については十八史略南宋(孝宗)の條に、彼のことばとして

曰く、爲にする所ありて爲す者は利なり。爲にする所なくして爲す者は義なり。

という語句が載せてあつて、義と利との定義のまことに簡にして要を得ているのに驚歎するのであるが、当時の人々も名言なりとしてこれを褒め唱えたことが記してある。彼と同時代の朱子もこれらについて論評したことが伺えるが、詳細は今後の研究に待ちたい。次の大学の末章とは

曰く、國は利を以て利と爲さず、義を以て利と爲す。

(國は利を以て利と爲さず、義を以て利と爲す。)

というもので、ここでは國家に於ても利を捨てて義を求むべきことが強調されている。なお十八史略南宋(孝宗)の條を読んで行かうち、次のような文章があるのが目を引いた。

是より先、国書に、大宋は大の字を去り、皇帝は皇の字を去る。書は君臣の礼を用ひ、再拜等の語有り。金の使至れば、則ち起立して金主の起居を問ひ、坐を降つて書を受く。奉使の者は自ら陪臣と同じうす。館伴の属、皆其の来使を拜す… (原漢文)

と。かの靖康の難(1126)に北宋の徽宗・欽宗は女真族の国、北方の金に捕えられ、六宮の美人も合せて奪い去られ、財宝亦掠め尽されて宋の都はただ凍餓を残すのみとなったことは、宋史を読む者の落涙を禁じ得ざるところであるが、幸いにして岳飛等の尽瘁によって宋の社稷は保たれ、欽宗の弟高宗が臨安(杭州)に都して世に南宋と称せられることとなった。上記の文は実にこの当時の宋金の交りの様子を述べたもので、以前はただこれを他国の不幸としてのみ見ていたが、戦後大日本帝国の大の字は削られ、帝国の文字も亦大学その他多くの場所から消え失せ、古領軍の若輩共に半身低頭を余儀なくされた有様を思い出しは、他人事ではなくなり、感慨一人のものがある。かれは12世紀の出来事、これは20世紀、時に隔たりはあれど、勝者の仕打と敗者の境遇、その相似たるに一驚せざるを得ない。しかも敗北卑屈の餘韻は現在もなお拂拭されず、貨幣に“日本国”と刻まれて大の字を欠いても何人もこれを疑わない現状である。“国家は義を以て利と為す”とは大学の名言、何でも無いようだが、それが如何に至難な業であるか、敗れて始めて身にしみるのである。ところで十八史略はこの文に続いて孝宗(高宗一孝宗)の事績を述べ

是に至つて始めて上(孝宗のこと)を稱して宋皇帝と爲し、正、叔姪の国と爲し、歳貢を易へて歳幣と爲す。歳幣は十万の数を減じ、地界は紹興の時の如くす。而れども餘の礼は往往竟に盡くは改むること能はず。

と記してあって、孝宗以前には前記の如く極めて不名誉な状態にあったものが、孝宗の時代になって

1. 従来皇帝の皇の字を取られていたのが、宋皇帝と称するようになり
2. 金と宋との関係、今まで君臣の礼を取らされていたのが叔姪の関係となり(金帝世宗を叔とし、宋帝孝宗を姪とする)
3. 歳貢と称していたのを歳幣に改め
4. 然もその歳幣は十万減少し
5. 兩國の境界を紹興年間の旧に復し、
6. 然し、改善できないものもいくつかあった(このことを孝宗は大へん嘆いている)

という風に兩國の間は対等になるために大いに改善が施された。そして両者共々、約30年間和平が実現したとして賞揚されているのであるが、この和平に対して極めて鋭い批判を下している史家があることも見逃してはならない。史家とは“宋朝史論”の著者王船山である。その宋朝史論には

南宋の孝宗と金の世宗は乾道元年(1165)和を結び、従来の君臣の礼を改め、宋帝は姪、金

帝は叔と称することとなりぬ。これより南北の交争絶えたり。後世これを称して二帝寛仁の故なりとするも、王船山は

これ二国が活躍する能はざるに至りたるものにして、二国が同じく衰亡したる前兆實にここに在り

と喝破せり（孝宗論◎南北講和の真相）。

と編者のまえがきを記した上、船山の論を載せている。曰く

故に（南北の講）和は皆已むを得ざるに出で、姑く民を息むるを以て名となしたるものなるに、無智の者従って之れを信じ、交々起って之れを替むるは亦愚ならずや。

宋と女真（金）とが枕を並べて亡へる前兆は已にここに存せり。

と。驚くべき推論であるが、当時に於ても今日のわが国の如く、兵備を軽んじ国境を無視する所謂“自ら君子たることを誇れる輩（宋時代の文化人）”が多くて、両国とも無氣力の風潮が蔓延するに至った。

かくして宋と女真とは其の内情を同じうし、相倣ふて衰運に傾けるなり、何の賢きことかあらん。…（中略）

そして結論は次のことばで終わっている。

故に曰く、

天下安しと雖、戦を忘るれば必ず危く、安うして戦を忘るれば、其の危きこと必せり。況んや危きに在りながら、戦を忘る、を以て安しと為すをや。

危きに懲りずば、亡ぶるに当って恃むべき所なし、寒心すべきなり。

と。王船山は徒らに批判を事とする史家ではない。自らも程朱の学を重んじ、重んじるが故に宋の国家と人物を愛し、愛するが故にその興亡に万斛の涙を流した史家である。その人が宋朝滅亡の原因として挙げることに上のとおりである。孝宗の努力によって宋の国力が回復されたことは評価されてよい。然し“危きに在りながら、戦を忘る、を以て安しと為す”ならば、やがて

宋亡。（宋亡ぶ。…十八史略）

と歴史の上にいとも簡単に記されるに至るのである。

さて氏綱の文から出発して若林強齋—張南軒—十八史略—王船山とだいたい寄り道を重ね、早く遺訓の本文に還らねばならないが、若林強齋が“義理の精微は近思録力を尽せり”と記していることに鑑み、今一つ近思録の文を振り返って見たい。即ち、義利については或いは

・**「道世途難正其弊、不替其利。匪替其利、不道其弊。」**……

（董仲舒謂ふ、其の義を正して其の利を謀らず、其の道を明らかにして其の功を計らず。）

・義と利とは是れ個の公と私なり。

等簡潔な文字が並べてあり、特に前者は講語劄記の序説にも引用されているが、次の文を見て

は思わず息を呑む思いがした。

- ・人多く貧賤に安んずるを言ふ。其の実は只是れ計窮り力屈し、才短くして營畫する能はざるのみ。

若し稍動き得ば、恐らくは未だ背て之に安んぜじ。須らく是れ誠に義理の利欲より楽しきを知るべし。乃ち能くせん。(原漢文)

念のため言い直して見ると

世の中には清貧に甘んじるなどと言う人が多いが、実際は豊かになろうにも、その力も才能もないからではないか。多少とも豊かになる可能性があれば、清貧に安んじるなんて言わないであろう。むしろ本当に、義理を重んじることの方が利欲に走るよりも楽しいことを悟るがよい。そうやって始めて、真に貧賤に安んじることができるのだ。

ということになろうか。多少雨切れの悪い文章であるが、内容は人情の機微を穿って驚くばかり。今も昔も変わらない人の世の姿に舌を巻くと共に、義理を説くことの巧みに敬服する次第である。

以上第1項の義利(理)について若干の考察を加えるに当り、主として徳川時代の学者若林強齋の教を導きとして述べてきた。氏綱は勿論強齋よりも一昔前に生きた人、然も政治的にも文化的にも我が国で最も不幸な時代とされる、戦国争乱の世を過した人である。そのような不幸な時代に生きた人にして、かかる立派な言行があるとは何と素晴らしいことであろうか。実は氏綱がこの遺書をしたためた2年後に最初のヨーロッパ人が我が国に來朝した。そしてその後次々と渡来した宣教師たちは、当時の日本人が礼儀正しく、勤勉で、清潔を好み且つ勇氣のある民族であることを認めている。そして、少くとも東洋に於ては学問教養に於て最も進んだ国であると報告しているが、けだし氏綱の如き人物があちらこちらに居て、善政を施すと共にその影響を領内に及ぼしていたとすれば、あながち宣教師の報告は過褒とは言えないであろう。同様なことは次の第2項にも見受けられる。

遺訓の第2項は多くの部下を持つ大將たる者の心得である。これは文章もやさしく、解釈の要もないと思われるが、最初に武士町人百姓、即ち領内のすべての人々を愛せよと説いている。不便は不憫、不憫に思えとはこれを愛憐せよという意味である。そしてその次が大變である。“惣別人に捨りたる者はこれなく候。”即ち人は各々特徴特色を持っていて、所謂役立たずは一人も居ないと言うのである。器量・骨格・弁舌・才覚等文に優れている代りに武芸武勇の方はさっぱりのも居り、反対に周囲からは愚者と評されながら武芸は抜群のも居る類で、その長所を取り用いて、その短所は覆い、適材を適所に使うのが大將の大將たる所以であると、恰も現代の経営管理学そっくりの事柄が述べてある。特に敬服するのは、たとえ欠点のある者でも、これを役立たずの愚か者だと見限って仕舞っては、本当の愚か者になって向上心を失うので、決して部下を見限るなど戒めているところで、私共は教育という立場で、これこそ教育者

の最も大切な点だと常に教えられてきた。それが乱世に生きる武將の心得としてここに語られているのである。しかも、身体に障害のある者でさえ、使い方によっては役に立ち得るのだと書いてある、何という温い親切な心であろうか。一方では義のためには身命を賭せよと教える親が、一方ではどんなに能力の劣る者でも、その長所を見出し、これを活かして使えと説く。ここにこそ誠実に且つ熱心に生きて来た我等の父祖の尊い姿が伺えるのではないか。現今でも他人の長所を見出して捨てる勿れと説く人は多い。然しその中の幾人が、義のためには自分の生命をも惜しむなど言っているであろうか。この二つが同時に言えるようであれば、それは本物の人物でないことを氏綱はその子に伝えているのである。

4. 分限と儉約

將たるの心得をかくも透徹した文章で書き残した氏綱は、更に何を附け加えんとしたか。遺訓の第3項以下は次のとおりである。

一侍は端らず語らばす其身の分限を守きよとす。たとへは五百貫の分限にて千貫の眞似をする者は、多分はこれ手苦勞者なり。其故は、人の分限は天よりふるにあらず、地より沸にあらず、知行損亡の事あり、軍役おほき年あり、火事に逢者あり、親類眷屬多き者あり。此内一色にても其身にふり来りなば、千貫の分限者九百貫にも八百貫にもならん。然るにか様の者は百姓に無理なる役儀を掛るか、商売之利潤か、町人を迷惑さするか、博奕上手にて勝とるか、如何様にも出所あるべき也。此者出頭人に貨物を遺し、能々手苦勞を致すに付、家老も目がくれ、是こそ忠節人よとほむれば、大將も五百貫の所領にて千貫の侍を召遣候と目見せよく成申候。左候得は、家中加様の風儀を大將は御教寄候とて、華麗を好み、何とぞ大身のまねをせむとする故、借銀かさまり、内證次第につまり、町人百姓をたおし、後は博奕を心によせ候。さもなき輩は、衣裳靡相なれば此度の出仕は如何、人馬小勢にて見苦敷ければ此度の御供は如何、大將の思召も傍輩の見聞も何とぞかと思へとも、町人百姓をたおし候事も、商賣の利潤も博奕の勝負も無調法なれば是非なし。虚病を構へ不罷出候。左候得者、出仕の侍次第くにくくなく、地下百姓も相應に華麗を好み、其上侍中にたおされ、家を明、田畠を捨て他国へには走り、残る百姓は何事もあれかし、給人に思ひしらせんとたくむ故、國中悉貧にして大將の鋒先よはし。当時上杉殿の家中の風儀如此候。能々心得らるべし。或は他人の財を請取、或は親類縁者すくなく、又天然の福人もありときく。加様之輩は五百貫にても七百貫のまねはなるべき也。千貫の眞似は手苦勞なくては莫末なし。乍去、これ等も分限を守りたるよりはおとり也と存せらるべし。貧なる者まねをせば又々件の風儀になるべければ也。

一萬事儉約を守るべし。華麗を好む時は下民を貪らされは出る所なし。儉約を守る時は下民を稱めず侍中より地下人百姓迄も富貴也。國中富貴なる時は大將の鋒先つよくして合戦勝利遊ひなし。亡父入道教は小身より天性の福人と世間に申候。さこそ天道の冥加にて可。

在候得共、第一は儉約を守り華麗を好み給はざる故也。惣別侍ハ古風なるをよしとす。当世風を好むは多分は是輕薄者也、と常々申させ給ぬ。

一手際なる合戦にて驟然勝利を得て後、驕の心出來し、敵を侮り、或は不行義なる事必ある事也。可恨。歎く如斯候而、滅亡の家古より多し。此七萬事にわたるが。勝て甲の緒をつめよといふ事忘れ給ふべからず。

右堅於被相守者可、当家繁昌者也。

天文十年五月廿一日 氏綱謹記

年表によれば氏綱の死亡は天文10年7月19日(55歳)となっているので、この書はその2ヶ月前、多分自己の命運を覚悟して記されたものであろう。さても領民をこまなく愛し、その最後の一人に至るまで不憫に思う程の人にして、我が子、我が子孫の幸福を願わない筈はない。第1項に於て義のためには滅亡をも恐れるなど訓えたのは、あくまでも義理の尊さを強調したのであって、氏綱たる者何ぞ子孫を思うこと秀吉に劣らんや。さればここに掲げた第3項以下の記事は、すべてこれ如何にして戦国の世に勝ち残り、最後に記されたように“当家繁昌”し得るかの妙策であって、自分のことは一言半句もこれを述べていないことは注目に値する。然れその妙策たるや

第3項は各自その分限を守るべきこと、

第4項は万事儉約を旨とすべきこと、

そして最後は勝て甲の緒をしめること

である。それもただ分限を守れ、儉約を守れと言ったのみではごくありふれた平凡な遺言になってしまうが、流石は百戦練磨の老将、一見平凡に見える徳目を懇切丁寧に説明し、時には卑近な事例までも示して、その重要性を強調している。用意周到にして、深慮遠謀なりと言わねばならない。特に父北條早雲のことを述べて、自ら父を尊敬している旨を披瀝していることは、下剋上の盛んであった時代だけに印象深い。武田信玄などとは雲泥の差が見られる。それにしても早雲の“侍は古風なるをよしとす。”ということばは戦国時代を見直す程の名言であるし、また“当世風を好(む)は多分は是輕薄者也”とは、取って以て今日の鑑戒とすべきであろうか。なお、第3項の手苦勞者は手管者、手練手管にたけた者のことで、術策を設けて人をたぶらかす者を指す。即ち己の分限を越えて派手な振舞いをする者は、多くはこれ手苦勞者なりと氏綱は言うのであるが、世間の人情まことに古今同一であることを痛感せざるを得ない。また第4項に儉約をすすめて、“(土に立つ者が)華麗を好む時は下民を食らざれば出る所なし(領民から絞り取らなければ財源がない)、故に反対に“儉約を守る時は下民を痛めず、侍中より地下人百姓迄も富貴也。”と言っているのは時代が時代だけに注目すべき意見である。一般に武家時代に於ては大名や領主の租税の取り立てが急で、領民に対して大へん苛酷であったとする見方が多い。特に戦後は国民を主権者として尊重する氣風が強くなり、それに比例して領主や代官

あるいはその手先が悪役に仕立てられる度合が多くなった。勿論当時の実力者の多くは、主として武力や策略によってその地位を獲得し得た者であり、そのために権力におごって横暴な態度に出た者が少なからず居たことは認めざるを得ないが、然し武力や権力のみでは遂に人心をつなぎ得ないこと、いつの時代も同じである。論より証拠、明日は我が身とくるくる境遇が変わった下剋上の風潮こそ、人心は力のみでは治まらないことを如実に示している。そして、かかる風潮のさ中にあり乍ら、領民から敬慕された大名も少くなかったのである。“上に立つ者が節約をすれば、領民を困らせなくて済む……”とこのように心掛けて我が子を論ずる領主を仰がない住民があるのか。北條氏が5代100年の齢を保ち得たのは偶然ではないと思われる。

国史研究年表によれば、天文3年(1534)4月28日の條に

大内義隆北條氏綱今川氏輝朝倉孝景本願寺光教等即位料を献ず

という記事が載っている。畏多いことに、時の後奈良天皇は御踐祚の後も、永い間即位の式をお挙げにすることができなかった。それを坐視するに忍びず、これら数人がその御料を献上したのである(2年後に御即位)。して見れば氏綱はただ儉約々々と言って領内の富強のみを計ったのではなく、必要な時必要な支出をしていたことが分る。特にそれが我が大内義隆と一緒にあったことは意義深い。恥多き室町時代に一味の清涼を与えてくれる記事と言えるであろう。

そもそも儉約をすすめることは、古来我が国の美風であると言ってよい。氏綱より約二百年前に書かれて人口に膾炙するかの“徒然草”にも、松下禪尼という人が障子の破れを繕って使用したことを述べて、

世を治むる道、儉約を本とす(第184段)

と記し、また

人は己をつづまやかにし、奢りを退けて財をもたず、世をむきほらざらんぞ、いみじかるべき。昔より、賢き人の富めるは稀なり。(第18段)

と述べて許由や孫農の故事をも記し、

唐土の人は、これをいみじと思へばこそ、記しとづめて世にも伝へ(た)

と結んでいる。兼好自身もこれをいみじと思えばこそこれを載せたのであろうし、私もこれをいみじと思えばこそ、ここにこれを紹介した次第である。更に徒然草の第2段には藤原師輔の遺誡として

衣冠より馬・車にいたるまで、あるにしたがひて用(る)よ。美服をもとむる事なかれ。

という文を挙げ、次いで順徳天皇の“禁秘抄”をも引用して

おほやけの奉り物(陛下のお召物)はおろそかなるをもてよしとす

というお言葉を載せている。徒然草は随分多くの人に読まれているので、氏綱もおのずからこれを目にしたことがあるに違いない。そしてこれらの文章を通じて“世を治むるの道、儉約を本とす”ということが、父早雲の垂範と共に彼の治世の信条となったのであろう。

5. 書かれざる男大学

さて分限と言ひ儉約と記す時、どうしても思い出さざるを得ないのは二宮尊徳である。現在は分限と言へば憲法の原則に反し、儉約と書けば経済発展の法則に悖るといふことか、^二兩つとも人氣が落ち氣味であるが、私共は子供の折、町内に報徳会なる組織があつて、小学生全員がこれに参加し、毎朝町内全体の道路の清掃に當つていた。6時に起きて、6年間これを実行したので、箒で道を掃くことだけは上手になつた。これを今でもこよなきことと感謝しているが、その報徳会なるものが二宮尊徳の遺徳を偲んで作られたものであることは、幼い当時知る由もなかつた。各人が自己の分度、分限をわきまえて勤儉貯蓄に励み、それによつて生じた余裕や利益は喜んで他に差上げる、即ち推譲の道を唱道して多くの人や村を救ひ、上記の如く後世にまで遺徳を及ぼした尊徳翁の功績は、たとへ憲法に何と書かれようと消えることはあるまい。翁は徳川時代も末期に活躍した人であるが、生れは奇しくも氏綱の拠つた小田原である。氏綱が嘗て我が子に残した分限・儉約の教えを、三百年の後この地に生れた二宮尊徳が唱道し拡充して居る。思へばこの国の世に生きる道理の伝えは、雪の下を流れる谷川の水の如く微にして妙なるものがある。翁の事績を述べることは本論から遠ざかるのでここでは省略したいが、その遺稿を読んで目の鱗の剥げる思いのした一文だけはぜひ紹介して置きたい。(二宮翁夜話 一卷之四)

或曰、女大学は、貝原氏の著なりといへど、女子を圧する甚だ過たるにあらずや。

翁曰、然らず、女大学は婦女子の教訓、至れり尽せり。婦道の至宝と云べし。斯の如くなる時は、女子の立つべき道なきが如しといへ共、是女子の教訓書なるが故なり。婦女子たる者能此理を知らば齊はざる家はあらじ。舜の瞽瞍に仕へしは、則子たる者の道の極にして、同一の理なり。然といへども若し男子として女大学を読み、婦道はかゝる物と思ふは以の外の過ちなり。女大学は女子の教訓にして、貞操心を鍛錬するための書なり。夫鉄も能々鍛錬せざれば、折れず曲らざるの刀とならざるが如し。總て教訓は皆然り。されば男子の説べき物にあらず。誤解する事勿れ。

世に此心得違ひ往々あり。夫教は各々異なり。論語を見ても知らるべし。君には君の教あり、民には民の教あり。親には親、子には子の教あり。君は民の教を学ぶ事勿れ、民は君の教を学ぶなけれ。親も又然り、子も又然り。君臣親子夫婦兄弟皆然り。君は仁愛を講明すべし、民は忠順を道とすべし。親は慈愛、子は孝行、各々差が道を違へざれば、天下泰平なり。之に反すれば乱なり。男子にして、女大学を読む事勿れと云は、是が為なり。(ふりがなは筆者)

貝原益軒の撰述とされる所謂“女大学”は今日評判の悪いものの筆頭で、これを話題に取り上げるだけで、早や非難の声轟轟として殺到しかねない有様である。しかしかく非難する人にもこの文は読んで貰いたいし、読んで翁の真意を理解して戴きたいと思う。女大学すべて19ヶ條

は相当長文なので、これを紹介する余裕がないが、例えば

1.嫉妬の心、努々発すべからず。男淫乱ならば、諫べし。怒怨べからず。妬甚しければ、其氣色・言葉も恐敷冷じくして、却而夫に疎まれ、見限らるゝ物なり。若夫不義過有ば、わが色を和らぎ、声を雅にして諫べし。諫を聴ずして怒らば、先暫止て、後に夫の心和たる時、復諫べし。必氣色を暴くし、こゑをいらゝきて、夫に逆ひ叛くことなかれ。(第8項)

の如くで、或ヒトが言ったように女子に対していささか要求が酷である。そのためか、非難の声は往々にして婦人の側からのものが多い。これは女子の貞淑をいいことにして不義を続ける男子の側にも責任ありと言うべきだが、尊徳翁の言の如く、女大学は女子に対する訓、男子は関与してはならないのである。それを“男子の読むべきものに非ず”と言って居るのであり、男子は別に“男大学”を作つて男修業に励めばよい。現に大へんうまく行っている家庭には、必ず“書かれざる男大学”があつて、男子たるの務が果されている筈である。

ところで要求の苛酷なる点に於ては、次に述べるバイブルの如き女大学の比ではない。

•だれかがあなたの右の頬を打つたら、左をも向けよ。裁判所に訴えて下着を取ろうとする者には、上着をも取らせてやれ。

……求める者には与えよ。(マタイ伝第5章一岩波文庫版)

•しかしわたしはあなた達に言う、敵を愛せよ。

自分を迫害する者のために祈れ。

(それは)あなた達が天の父上の子であることを示すためである。父上は悪人の上にも善人の上にも目をのぼらせ、正しい人にも正しくない人にも、雨をお降らしになるのだから。

……あなた達は、天の父上が完全であられるように完全になれ。(同上)

寡聞にして私は、この語句が前時代的であり、一方的且つ苛酷であると非難する声を耳にしたことがない。反対にこれを尊敬し、これに感激する人は決して少くない。たとえ困難でも、これをいみじと思う人が多かつたからこそ、二千年の試煉を経た今日もなお人々の心に灯火を与えているのであろう。若しもバイブルのことばならば尊敬できるというのであれば、同様な意味において“女大学”の條々にも理解を示して欲しいものである。何故ならば女子の実践倫理として、これ程詳細なものは他に例を見ないし、恐らく外国に於ても、真意が分れば共鳴する人が多いと思うからである。そして尊徳翁の言の如く、男子はこれに甘えることなく、別に厳しい倫理項目を設けて自らの道を尽す、そこに男女の美しい関係が成立するのではあるまいか。

これ程の卓説ながら、尊徳翁のこの言はあまり世に知られていない。私の見たのも偶然である。然し真理は孤立せずと言うべきか、氣を付けて見れば翁と同様の考えを持ち、同様のことを言っている人は意外と多い。その二三の例を挙げて、“相手がどのようなであろうとも、汝は汝の最善を尽せ”と教える我等の先輩父祖の声に耳を傾けたい。

最初は本学初代学長の言である。

- ・女性は目上の人からいわれれば、たとえ間違っている、ハイ、と聞いて聞き、ゆっくり時間をかけて相手に間違いをさとらせることが大切（である）（河野タカ伝128頁）
- ・（学長は）どんなにできのいい女でも、男を押しつけてしゃしゃり出る女は嫌いである。女は縁の下の力持ちに徹しろ、というのが持論である。何も男に屈服しろというのではない。上手に男を立てるのが女のつとめであり、そうするならば結局はそれが女のしあわせにつながる……（同92頁）

次は九大名誉教授T博士（当時学生部長）の教師論である。

かつての大学紛争のとき、暴力学生を見るに見かねてか（随分ひどかった由である）、私の知人T氏が「先生、暴力団をつれてきてあげませうか」といったのである。T氏は昔の炭坑管理者であった。もちろん、暴力団の親分ではないが、暴力団を用心棒に利用した経験の持ち主だったかもしれない。私は即座に制した。「余計な真似はしないでください。教育というものとは一方通行なのです。学生が学生たらずとも、教師はどこまでも教師でなくてはならないのです。…」

教師の道は片側だけしか存在しないのである。もし「生徒が先にやったから先生もやって何が悪い」というやうな“目には目を”の意見が出たとしたら、それはとんでもない誤りである。（日本10月号）

よって同氏は某中学校の教師が護身のためとは言え、自校の生徒をナイフで刺したことには断乎として反対である。

最後は萩の野山獄で同囚を相手に君臣父子兄弟夫婦の道を説いた吉田松陰の教である。

- ・若君々タラズト云ドモ、臣々タラバ、天下高平ナリ。臣々タラズト云ドモ、君々タラバ天下高平ナリ。君ハ君ノ道ヲ盡シテ臣ヲ感格スベシ。臣ハ臣ノ道ヲ盡シテ君ヲ感格スベシ。父子兄弟夫婦モ一理ナリ。（講孟劄記一離婁上第11章）
- ・此事ノ如キ、孟子宣王ノ為ニ説ク。故ニ君道ヲ以テ主意トス。若シ誤テ臣道モ亦如_レ是ト思ハバ、大ニ非ナリ。若シ臣道ヲ論ズル時ハ、君々タラズト云トモ、臣以テ臣タラザルベカラズト、是ナリ。（同、離婁下第3章）
- ・因テ臣子ノ心得ヲ論ズベシ。苟モ君父アラン者ハ、勞シテ怨ミズト云フコトヲ落着スベシ。諫行ハレザレドモ言聴カレザレドモ、功アリテ却テ罪セラレ、志アリテ却テ疎ゼラル、ト云トモ、毫末モ怨心アルベカラズ。（同、離婁上第28章）
- ・凡ソ慈父仁君ニ事ヘテ孝子トナリ忠臣トナル者、古今少カラズ。誠ニ吉祥善事ト云ベシ。暴君頑父ニ事ヘテ忠孝ナル者ニ至テハ、不幸ノ至リ、誠ニ哀シムベシ。然ドモ是ニ非レバ真ノ忠孝ノ誠意ヲ觀ルニ足ラズ。（同 上）
- ・国強ク勢盛ンナル時ハ、孰レモ忠勤ヲ励ムモノナリ。国衰ヘ勢去ルニ至テハ、志ヲ變ジ、敵ニ降リ、主ヲ売ル類寡カラズ。故ニ人ハ晩節ヲ全フスルニ非ザレバ、何程才智学芸アリト雖

ドモ、亦何ゾ尊ブニ足ンヤ。明主ニ忠アルハ珍ラシカラズ。暗主ニ忠ナルコソ真忠ナレ。慈父ニ孝アルハ珍ラシカラズ。頑父ニ孝ナルコソ真孝ナレ。…（同、離婁下第13章）
と。これらの方々はいずれも美辞麗句を並べんがためにこれを言われたのではない。自らの実践と信条の上に、これらのことばがにじみ出たのである。

さて氏綱の遺訓の最後、第5項は“勝て甲の緒をしめよ”であった。勝利を得た後にこそ、なお油断をするなど言う。されば昭和の大難、敗れてなお甲の緒は緩みに緩んでいる今日、泉下の氏綱は我等に何を遺し、何を訓えるであろうか。